

第 8 8 5 回 教育委員会会議録

日時

令和 6 年 1 2 月 1 9 日 (木)

午後 1 時 1 5 分から午後 1 時 5 0 分まで

場所

市民会館第 5 ・ 6 会議室

出席者

1 番 教育長	勝亦 重夫	2 番 委員	大西 孝明
3 番 委員	勝又 英和	4 番 委員	萱沼 泉
5 番 委員	杉山 ゆかり	6 番 委員	長田 光男

陪席者

教育部長

教育総務課長

学校教育課長

社会教育課長

学校給食課長

図書館調整監

西学校給食センター所長兼

高根学校給食センター所長

教育総務課副参事

教育施設課参事

社会教育課課長補佐

社会教育課課長補佐

事務局

教育総務課主任

教育総務課主任

議事

御教議第 5 6 号

御殿場市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則等の一部改正について

御教議第 5 7 号

令和 6 年度就学援助について

開会

教育長

本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。

ただ今から御殿場市教育委員会12月定例会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたしますので、ご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。

3 番 勝又 英和 委員 と、

4 番 萱沼 泉 委員 をお願いいたします。

次に会期であります、本日1日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願いします。

早いもので、あと2週間足らずで今年も終わります。良くも悪くも様々なことが頭をよぎりますが、子供たちが安全に過ごせたことが何よりです。小中学校は、24日から冬休みとなります。金銭関係のトラブルや深夜徘徊等、この時期特有の問題行動が予想されるため、事前の指導を学校では丁寧に行っています。特にSNSについては指導の重点としてお願いしています。3学期は年度のまとめの時です。子供たちが充実した冬休みを送り、前向きな良い状態で3学期がスタートできることを願っています。

感染症の状況は比較的落ち着いています。長期休み後は感染症が増加する傾向があるので、学校にも注意を呼び掛けています。

- 11月19日 教頭・主幹教諭・教務主任研修会 冬山遭難防止対策会議
市町対抗駅伝結団式
- 11月20日 園長会 東部地区教育長会
- 11月21日 安全・安心大会
西中マーチングバンド部全国大会出場市長表敬訪問
西中のマーチングバンド部は、5年ぶり7回目の全国大会出場を決めました。3年生が少ない中、練習を頑張り総合力で東海大会を勝ち抜きました
- 11月22日 青少年センター運営懇話会
- 11月23日 市民芸術祭ジュニアアート展表彰式 子ども文化体験教室
モラロジー生涯学習セミナー
絵画部門 小学生の部 26人 中学生の部 5人
書道部門 小学生の部 39人 中学生の部 14人
(芸術大賞 市長賞 市議会議長賞 教育長賞
文化協会長賞 優秀賞 奨励賞)
- 11月25日 部長連絡会 定例記者会見 総合教育会議
総合教育会議では、活発な意見を出していただきありがとうございました。今後につながる会議となりました。
- 11月26日 市議会定例会
- 11月27日 税に関する作品表彰式
特選入賞
習字の部 富士岡小学校6年生 磯邊愛梨さん
ポスターの部 富士岡小学校6年生 磯邊愛梨さん
作文の部 南中学校3年生 チャクジュ アイシユさん
標語の部 御殿場南小学校6年生 鈴木暁士朗さん
南中学校3年生 田代華萌さん

- 1 1月29日 市校長会
- 1 1月30日 市町駅伝応援 駅前イルミネーション点灯式
市町駅伝報告会・解団式
- 1 2月2日 部長連絡会 庁議 第五次御殿場市総合計画策定委員会
- 1 2月3日 学校専門相談医制度合同研修会
西中特別支援学級とん汁パーティー
西中学校の特別支援学級の生徒が、地域の法人からいただいた味噌を使い、豚汁を調理しました。とてもおいしかったです。
- 1 2月4日 市議会定例会 教頭研修会 園長会 2市3町教育長会
一般質問
勝間田幹也議員「中学校における部活動の今後について」
- 1 2月5日 市議会定例会 西中マーチングバンド部お披露目会
- 1 2月6日 市議会定例会
一般質問
川上秀範議員「誰ひとり取り残されない教育について」
辻川公子議員「小中学校の8時登校について」
- 1 2月9日 部長連絡会 学校給食センター運営委員会
次年度の給食の計画や食育の実施状況等の説明がありました。原材料費はかなり上昇しており、給食費の助成は実質4割近くになっています。
- 1 2月16日 部長連絡会 NTT こども手帳贈呈式
公益財団法人「日本公衆電話会」様より、小学4年生全員に「こども手帳－みんなで守ろう社会のルール-」の冊子が贈られました。事故や犯罪、自然災害から自分を守るにはどのようにすればよいかといった「自分自身をどう守っていくか」という内容が分かりやすく書かれています。
- 1 2月17日 御殿場市立学校設置審議会 区長連絡協議会
学校設置審議会に、御殿場小学校及び御殿場中学校に特別支援学級（自閉症・情緒）を新設すること及び通学区域の変更指定について諮問をしました。
- 1 2月18日 学校歯科医感謝状贈呈式 園長会
市民大学講座閉講式
竈幼稚園の学校歯科医を長年務めていただいた大津先生に感謝状を贈呈しました。
- 1 2月19日 試験委員会 表彰審査委員会 定例教育委員会
教育研究奨励賞授与式

議事

教育長

それでは、はじめに事務局から一言お願いします。

教育部長

改めましてこんにちは。

早いもので、本日が今年最後の定例教育委員会となります。

本日の議案は2件となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、議事に入ります。

御教議第 5 6 号

御殿場市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則等の一部改正について

教育長

それでは、御教議第 5 6 号「御殿場市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則等の一部改正について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第 5 6 号につきまして、内容説明をいたします。

お手元の議案書 2 ページと、御教議第 5 6 号資料 1 ページをお開きください。

今回の議案につきましては、1 1 月協議会で報告いたしました、就学援助の認定を教育長による文書決裁とするため、関連する規則等の一部改正につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

1 「改正する規則等の概要について」ですが、就学援助は、次の 2 つの規則によってその事務内容を規定されております。

まず、(1)「御殿場市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則」ですが、こちらは現在、就学援助の受給資格認定について、教育長の権限から除くことを規定しているものとなり、この部分について一部改正を行うものです。

次に、(2)「御殿場市教育委員会事務決裁規則」ですが、現在は、受給資格の認定を教育委員会で決定するため、それ以外の事務処理の権限について規定しているものとなります。(1)の一部改正に合わせ、受給資格の認定を教育長、それ以外の事務処理を課長が決裁するという形に一部改正を行います。

次に 2 「改正内容」です。

(1)「御殿場市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則」について、教育長に委任する事項から除かれている第 2 条第 1 1 号『就学援助の認定を行うこと』を削除し、第 1 2 号を第 1 1 号に繰り上げます。

次に(2)「御殿場市教育委員会事務決裁規則」について、児童及び生徒の就学援助の事務を処理することのうち、受給資格認定の決裁権限を教育長、その他の事務処理の決裁権限を教育総務課長と規定します。

3 「改正例規」です。

先ほど申し上げました改正内容につきましては、資料 2 ページの御殿場市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則等の一部を改正する規則（案）及び資料 3 ページの新旧対照表に掲載してございますのでご確認願います。

最後に4「施行日」ですが、ご承認を頂きました場合は、公布の日からの施行を考えております。

説明は以上となります。ご審議の程よろしく願いいたします。

教育長

ただいま御教議第56号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

勝又委員

今後は要領・内規に沿ったものは定例教育委員会の承認はいらなくなり、教育長の決裁で済んでしまうということですが、微妙な内容の場合の対応方法について聞きたいです。

教育総務課長

はい。微妙な内容というのは認定要領第4条の総合判断による認定という部分と推測されますが、認定権限は教育長に移っておりますので、そのような場合は協議会で協議いただき、その意見を参考に認定可否をまとめた上で、教育長に決裁いただく形を考えております。

勝又委員

その辺りを文書化することは可能ですか。要するに、曖昧なまま処理をするのはよろしくないということです。部局の方で、協議会にあげるかどうかを判断していくということですね。

教育総務課長

認定要領の中の第4条で総合判断による認定というのがございますので、そちらに該当するものを協議会にあげるということになります。例えば以前、ウクライナからの避難民に対して就学援助をするかどうかという案件がございました。これは確かに認定要領・内規のどちらにも当てはまるものがないものですから、この第4条の総合判断ということで諮らせていただき、最終的に認定となりました。このように、認定要領・内規で機械的に認定することができないものや不認定と断言できないものについて、協議会に上げさせていただきます。認定権限自体は教育長に移っておりますので、議案としてそれを議決することはできませんが、協議会の意見を集約し、最終的な判断を教育長が決裁するという形を考えております。

勝又委員

そうすると、要領・内規の条項に明示されているものは、教育長決裁になるため、協議会に上がってこない。要領・内規に明示されていないものについて、総合的判断ということで協議会にあげて判断する、という考え方で進めていくということですね。

教育総務課長

はい、今勝又委員がおっしゃった通りでございます。

勝又委員

はい、ありがとうございます。

長田委員

地方教育行政の組織運営に関する法律中の第25条に「教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」とあり、第3項に「教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。」と書いてあるんですよ。ということは、教育長に委任したとなれば、それはどこかでフィードバックしないと駄目だと僕は解釈をしました。それがどういう形になるかはわかりませんが、隠し事みたいにならたら困るなと以前言わせてもらった覚えがあります。そういう訳で、今は全員僕らが把握できますが、委任したことは全部報告をしなくてはいけないことという法律であれば、どこかの形で「こういうことがありました」という報告があつてしかなるべきだと思います。報告しなくてはいけないということをここであえて言うつもりはないですが、一応そういう決まりがある以上は、ある程度報告してほしいと思います。

と、言いますのも、何年も委員をやってくると、あやふやな事例も何度ありました。例えば、よその自治体では援助してもらっていたけれど、御殿場市では結局不認定となった例もありました。認定の判断が難しい案件があれば、もちろん協議会に上げてくるんだろうけれども、それを果たして教育長1人が全部判断をしてしまっているものなのかなと、僕は疑問があります。

教育長

就学援助とは、いかに困っている方を助けられるかということですね。ですから、認定要領・内規に該当しなくても、かなり厳しい状況であれば認定していくという基本的な考えがございます。事務局の方でも認定の判断は非常に大変だろうと思いますから、その過程でそういったことがあれば協議会に上げてくると思います。ですので、委員の皆様には協議会で話を聞いていただき、又、意見をいただければと思います。

長田委員

定例会で認定するのとあまり変わらないのではないかと、正直なところ考えます。今の話だと全部は協議会に上げてこないということでしょうね。曖昧な部分とか特例の部分だけが出てくるということですよ。

教育総務課長

支給の時期が年3回ありますので、どんな世帯にどの認定理由で何件援助したかということを、定期的に全て報告させていただきます。

第4条による総合判断で諮らなければいけないと事務局が判断したものについては、随時協議会でもんでいただくようになります。

長田委員

その辺りは分かりました。これは支給の時期を早くするのが目的ですよ。

教育総務課長

はい。支給金額の算定期間を早めるのが目的です。

長田委員

支給金額の算定期間を早くするのはメリットだと思いますが、逆に考えて今までの方法ではデメリットはあるのかなと思います。今まで通りやればいいじゃないと思ってしまうけれど、支給金額の算定を早くしたいっていう目的に沿うならば仕方ないのでしょうか。

教育総務課長

まさしく今、長田委員がおっしゃったことが、最大の変更の目的及び理由です。定例会に諮ってから議決され、学校に報告をしてそれから支給金額の算定に入りますが、現在、最大で2ヶ月程かかっております。

それが今回の改正によって、申請があってから最大でも1ヶ月で支給金額の算定に入ることができるようになります。そうすると、申請者は自分が就学援助の対象となるかどうかを知るまで悶々と過ごさなければならない期間を、最大でも1ヶ月に縮めることができます。認定後の生活がどうなるか、不認定だった場合の生活をどうするのか生活設計を組みやすくなりますから、非常に大きな1か月になると思います。そういった声が以前からあったこともあり、認定までの期間をどうしたら短縮できるかと検討した結果が、今回の改正となります。

それから、3市3町の中で教育長が決裁してないのはもはや御殿場市だけです。

そのような流れになってきておりますので、申請者本位で考えた結果、最大の理由はそのスピード化であり、申請者の生活設計の見通しが立ちやすくなります。

デメリットというのは、ほぼないと考えています。なぜなら、認定要領と内規はかなり細かく要件が規定されておりますので、要件に該当していれば即認定と判断ができます。したがって、イレギュラーな案件のためにそういう方々まで2

ヶ月待っていただくのは、そちらの方がデメリットと考え、今回このように提案させていただきます次第です。

長田委員

分かりました。そのメリットを十分に活かせるような方向で進めてもらえばいいと思います。

教育総務課長

はい。

勝又委員

今更昔の話を持ち出してもしょうがないですが、以前は審議に時間をかけていましたね。認定要件が曖昧というか、明確になっていなかったために機械的な処理が非常に難しく、全員で審議していました。

それが現在は、明確に機械的な処理ができるようになったのだから、どうして承認が必要なのかなとはずっと思っていたんです。ですから、ここで権限委譲して教育長決裁でできるなら、それはもう大歓迎というか当たり前のことだと思います。

ただ、今の話の中で作業を一つ加えていただきたいのですけれども、機械的に処理できない第2条第4項のものに関しては、協議会に諮るみたいなことが明文化できるのであればしてもらいたい。逆に、諮るとなっていなかったらそのまま通してしまうということもあり得るわけですね。だから第2条第4項のものに関してだけは協議会に諮りますと規定してもらい、それ以外のものは機械的に処理できるようにすれば、後々、紛らわしさがなくなるのかなと思いました。

教育総務長

まず、内規の第2条第4項で規定する前に、認定要領の第4条で総合判断による認定がありますので、ここを経た話になると思います。認定要領第4条第2項で市教委が別途定めるものとするのでございますので、この中で定めることを考えさせていただきますと思います。

勝又委員

分かりました。

委員が代わった場合等の後々のことを考えたとき、ちゃんと協議会にかけるとなっていると分かりやすいので、明文化は必要だと思いました。

教育総務長

はい、分かりました。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第56号「御殿場市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則等の一部改正について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 5 7 号 令和 6 年度就学援助について

教育長

それでは、御教議第 5 7 号「令和 6 年度就学援助について」を議題といたします。
本案につきましては非公開といたします。

(非公開)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第 5 7 号につきまして、内容説明をいたします。

(内容説明)

教育長

ただいま御教議第 5 7 号につきまして内容説明がありました。本案についての
質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 5 7 号「令和 6 年度就学援助について」を原案どおり承認することに決しました。

その他・閉会

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会 12 月定例会を閉会といたします。

午後 1 時 50 分 閉会

会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

3 番委員

4 番委員
